

4週7休または年間115日以上の休日設定に係る加点の考え方

	ケース１：令和８年１月１日以前から４週７休または年間１１５日以上の休日を設定している場合																	
加点対象	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12			
	就業規則等届出			４週７休または年間１１５日以上の休日														
	ケース２：令和８年１月１日から４週７休または年間１１５日以上の休日を設定している場合																	
加点対象	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12			
	就業規則等届出			４週７休または年間１１５日以上の休日														
	ケース３：４週７休または年間１１５日以上の休日を定めた就業規則・カレンダー等の適用が令和８年１月２日以降となる場合																	
令和８年１月１日からの 休日日数で判断する。	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
	就業規則等届出								４週７休または年間１１５日以上の休日									
	ケース３－１：ケース３のうち、令和８年１月１日から令和８年１２月３１日までの休日が１１５日以上数えられる場合																	
加点対象	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
	就業規則等届出						新規則：４週７休または年間１１５日以上の休日											
	旧規則：４週７休未満・年間休日１１５日未満																	
				令和８年１月１日から１２月３１日までの休日数を数えて <u>１１５日以上</u>														
	ケース３－２：ケース３のうち、令和８年１月１日から令和８年１２月３１日までの休日が１１５日に満たない場合																	
加点対象外	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3
	就業規則等届出						新規則：４週７休または年間１１５日以上の休日											
	旧規則：４週７休未満・年間休日１１５日未満																	
				令和８年１月１日から１２月３１日までの休日数を数えて <u>１１５日未満</u>														

◎ケース3に該当する場合の休日数の数え方

4週7休または年間115日以上の休日を定めた就業規則・カレンダー等の適用が令和8年1月2日以降となる場合は、令和8年1月1日から12月31日までの休日数を以下のとおり数えてください。

- ①旧規則適用期間：旧規則における該当期間の休日数をカウント（ケース3では令和8年1月1日～3月31日の休日数を旧規則における実日数でカウント）
- ②新規則適用期間：新規則における該当期間の休日数をカウント（ケース3では令和8年4月1日～12月31日の休日数を新規則における実日数でカウント）

⇒上記①・②でカウントした休日数を合計して115日以上であれば加点対象となります。